

ドイツの事例から考える「剽窃」と「引用」

2015 年度現代地域事情コース専門演習授業報告

木村 裕一

1. はじめに：授業の全体的構想と授業目的

本稿では、2015 年度学習院大学文学部ドイツ語圏文化学科専門科目として開講された現代地域事情コース専門演習「ドイツの事例から考える『剽窃』と『引用』」についての報告を行う。

この授業のアイディアのきっかけとなったのは、2014 年 8 月 25-26 日に開催された第 63 回ドイツ現代文学ゼミナールにて行われた川島隆氏による発表「ヘレーネ・ヘーゲマンの『アホロートルを轢き殺す』——『引用』と『盗用』の境界線」を筆者が聞いたことである。発表後の席で、このテーマで授業をやったら面白そうだという話になった。剽窃をしてはいけないのはなぜか。この問いは時に法律上の問題として、時に倫理的な善悪の問題として単純化して説明されがちである。しかしヘーゲマンの事件はそのような問いを相対化し、改めて考えさせるに十分なテーマであるように思われた。「犯罪である」こと以外に、学生に対し剽窃をしてはいけない理由を説明することができるだろうか、という自問自答から出発し、文献を収集し始めた。その結果、文学のみならず学術論文や他の分野の芸術作品における「剽窃」事例を知ることになった。とりわけグッテンベルクの剽窃疑惑については、当時ニュース等でそのようなことがあったと知っていた程度だったが、詳しく経緯を調べる内に、この事件もまた一つの境界的事例であることを知った。これらの境界的事例を分析することで、「剽窃をしてはいけないのはなぜか」という問いについて、その理由や背景について、学生とともに自分自身も学ぶことができるのではないか。そう考え、本授業を計画した。

小目標としては、論文の書き方や引用の仕組みといった技術的な指導、ドイツの事例研究のために必要なドイツ語読解力の養成などが挙げられる。しかし大き

な目的としては、様々な分野における引用／剽窃の事例を分析することで、剽窃が「悪」とされる背景や動機についての理解を深めることである。とりわけ重要となるのは著作権制度であることは疑いないが、それを今ある形の当然のものとして受け止めるのではなく、境界的事例の分析や、その歴史的背景の学習によって一旦相対化し、制度的な意義について考察・再考することもねらいだった。教員はそのような相対化を試みるために、時にはあえて従来の価値観とは異なる（ときには真逆の）考え方があっても示すよう心がけた。このような意見の多様性と触れ合い、相違する意見や立場が生じた際に必要となる合意へのプロセスを疑似体験させる上で、これらの事例は格好のテーマであるように思われた。

また、引用／剽窃に対する判断基準の背後にある「独創性」について考察することも目的であった。学生、とりわけ3・4年生は、就職活動などで「自己分析」や「自己PR」など、自分ならではのオリジナリティを（しばしば過剰に）社会から要請されているように思われる。本授業では、これらの事例分析を通じて、今現在社会において求められている「独創性」とは一体どのようなものなのかについて、問題意識を喚起する試みでもあった。

2. 授業内容

2.1. グッテンベルク事件について

境界的事例として扱ったテーマの一つが、2011年当時防衛大臣だったグッテンベルクの剽窃疑惑である。日本でも一部報道があったためすでに周知の事件ではあるが、ごく簡単に事件の経緯を振り返っておく。

2011年2月16日付の *Süddeutsche Zeitung* 紙にて、ブレーメン大学のレスカノ法学教授が、グッテンベルクの博士論文に脚注などによる参照指示なしに他の論文から書き写している箇所があると告発した。同日グッテンベルクは、この告発を全くの「デタラメ [abstrus]」であると否定した。しかし同月18日には「不慮の誤り [eventuelle Fehler]」とした上で謝罪し、21日にはさらに、博士号を自主的に返上することを宣言した。これを受けてパイロイト大学は、2006年に「最優秀」の評点とともに受理され、2009年に出版された彼の博士論文「憲法と憲法条約—合衆国とEUにおける立憲的發展段階」を再審査し、23日、正式に博士学位の取り消しを発表した。その後も野党や研究者（とりわけドクトラントたち）か

らの厳しい追求や批判、加熱するマスコミによる報道が続き、3月1日、ついに辞職するに至った（Vgl. „Die Chronologie der Plagiatsaffäre“, Zeit Online, 2011. 3. 1）。

表面的に見れば、単なる政治的スキャンダルであり、それによって大臣が失脚しただけにすぎない。またその失脚の原因となっているのは「悪」であるはずの剽窃行為であり、それに応じた「罰」が下されたということではかないように見える。しかし、実はこの事件はそれほど単純ではなかった。というのもグッテンベルクは当時非常に人気のあるカリスマ政治家であり、世論は彼に味方した。すなわち学問上の「罪」である剽窃行為は、彼の政治的能力を何ら疑問に付すものではないとみなされたのである。与党や首相による擁護もそこに加わった。剽窃疑惑よりももっと重大な政治的案件について議論されるべきであり、メルケル首相もまた、政治家としての彼こそが必要で、博士号を持った学者を必要としているわけではないと発言した（Vgl. „Merkel versteht Empörung über Guttenberg“, Zeit Online, 2011. 2. 28）。

つまり、学問上の倫理的基準と、政治的な文脈における判断基準とのあいだでコンフリクトが生じてしまったのである。剽窃疑惑は確かに彼の辞職の一因となっただけではあるが、その責任を取って辞めたわけでも罷免されたわけでもないという意味では、直接的要因とは言いがたい。どちらかといえば、本人にとっても多くの国民にとっても、スキャンダルが長引くことで政治が停滞することの方が問題だったのである。

さらにこのスキャンダルが従来のもものと異なっていたのは、疑惑がマス・メディアによって追求されるよりも早く、そうしたメディアの外部の人々によって精査され、暴かれていったことである。すなわちインターネット上のコミュニティにおける、不特定多数の匿名ユーザーたちによる独自調査である。ツイッターやグーグル・ドキュメント、ウィキ・プラットフォームを媒介として、誰でも参加可能なネット上のコミュニティが急速に形成された。そこでは、まるでイナゴの「大群」が作物に向かって一斉に飛びかかるように、ユーザーたちによって論文が部分ごとに隅々まで他の論文と比較され、類似点と思われる箇所がリアルタイムでネット上に次々と晒されていった。

しかし比喩ではなく、実際に彼らは「大群」を自称した。疑惑発覚後まもなく作成された「Guttenplag-Wiki」において、集団的知性や集合知に基づくこのよう

な行動原理は「大群思考 [Schwarmgedanken]」と名付けられている。彼らはあくまでも学問倫理上のモラルに基づき、バイロイト大学審査委員会の「お手伝い」をするとともに、今後の科学の発展に寄与することを目的としていると、自分たちの行為を正当化したのである。

マス・メディアによってフィルタリングされた受動的な情報ではなく、自ら証拠を見つけ出し、新たな情報を生み出し、またその情報を別のユーザーが直接精査するという、能動的な情報生産の蓄積によって、グッテンベルクの論文は文字通り丸裸にされてしまったのだ。しかし問題なのは、このような調査が「モラル」や「正義」といった純粋な動機によって行われているのか、それとも単なる「ソーシャルゲーム」のように、剽窃を発見するゲームに気軽に参加しているだけなのか、見分けがつかないということである。彼らが自己正当化に用いた学術的倫理は、結局有名で人気のある政治家を「悪」とすることで「正当に」あげつらうための、単なる揚げ足取りのための大義名分にもなりかねない。

このような事例は、剽窃を単純に「悪」とみなすことを難しくしてしまう。いや、それは「悪」であるはずなのだが絶対的かつ一義的な基準としては存立しがたいのである。この事件は、善悪の基準がコンテキストに応じて簡単に反転、または無効化されてしまったり、「善」や「正義」が暴走することによる過剰な批判の事例として観察が可能なものとなっている。しかしそれでもなお剽窃をするべきではないとするならば、そこにはどのような理由が考えられうるのかという問題を、前期の大きなテーマとした。

2.2. ヘーゲマン事件について

もう一つの事例は、当時若干17歳だったヘレーネ・ヘーゲマンが引き起こした2010年の盗作事件である。この事件についても経緯を振り返っておきたい。

1992年、フライブルク生まれのヘレーネ・ヘーゲマンは、ハンブルクのターリア劇場の著名なドラマトゥルクであるカール・ヘーゲマンの娘である。1998年に両親が離婚してポーフムの母のもとに引き取られるが、2005年に母親を亡くしてしまう。その後13歳でベルリンの父のもとに引き移った際、彼女は父と親交のあった演劇人たちと交流関係をもつようになった。彼らとの交流が学校での教科などよりもよほど魅力的だったのか、インタビューによると彼女はほとんど登校

しておらず、本屋で立ち読み（というかドイツの大型書店によく見られるソファでの「座り・寝読み」）をしたり、映画館通いをしたりしていたらしい（Vgl. „Das Wunderkind der Boheme“, Spiegel Online, 2010. 1. 18.）。このような環境で育った彼女は、すでに15歳のときには劇作品 *Ariel 15* (2007)、翌年にはショートフィルム *Torpedo* (2008) を発表しており、後者は新人・若手映画監督に贈られるマックス・オフルス賞を受賞している。

Axolotl Roadkill (2010) は、この早熟な天才の小説デビュー作ということもあり、文学界での注目の的となり、多くの書評で好意的に受け止められた。16歳の少女 Mifti は、母親の死後ベルリンの父のもとに引き取られるが、夜はクラブで年上の連中と付き合い、ドラッグにも手を出し放蕩の限りを尽くす不登校の問題児である。しかし彼女は非常に早熟なインテリでもあり、裕福で墮落した父や異母兄弟たちに対し反感を覚えており、押し付けられた慣習や規範に対し批判を繰り返し、議論を吹っかけていく。このように見ると、Mifti は明らかに作者ヘーゲマンの分身とも言えるものである。

小説のタイトルにもなっている *Axolotl* (ウーパールーパー) は、幼生の形態を残したまま成熟する生き物であり、早熟な子どもと大人の境界線上に立つ Mifti を表すイメージである。また Mifti は作家志望であり、彼女の義兄はその文章を「轢き殺された動物」(Hegemann 2011: 188) のような書き方だと評価する。筆者の個人的な感想になってしまうが、実際小説の文章自体も非常に密度が濃く、スピード感にあふれる文体となっており、猛烈な速さと圧倒的な文章量で Mifti の体験や思考を圧縮することで、読者すらも「轢き殺」してしまいそうな書き方をしているような印象を受けた。

ところがあるブロガーの記事によって評価は一変する。デアフ・プリマセンスは、執筆当時16歳のヘーゲマンが、どうしてこれほどまでリアルにクラブやドラッグのシーンを書けたのかという疑問を抱いた。というのも、作中に登場するベルリンの有名クラブ「ベルクハイン」は、入場制限が非常に厳しく、場内も撮影禁止、泥酔客や未成年などは大抵入口で弾かれてしまうからである。16歳のヘーゲマンが入場できたとは考えにくいという。さらに偶然とでも言うべきか、彼はヘーゲマンの文章と非常によく似たテクノ小説の作者を知っており、かつ読んでいたのである。それは、Airen というペンネームで2009年に SuKuLTuR 出版から

発表された作品『ストロボ』である。2010年2月5日、彼は若き天才作家の盗作を発見してしまったことを記事にて公表し、時に1ページ近くに渡る同一・類似箇所を自身のブログ記事において列挙した。

これに対するヘーゲマンと出版社の反応は非常に早く、2月7日にはヘーゲマン自身と出版社からのコメントが公表された（„Axolotl Roadkill‘: Helene Hegemann und Ullstein Verlegerin Dr. Siv Bublitz antworten auf Plagiatsvorwurf“, Buchmarkt.de., 2010. 2. 7.）。しかしこのコメントが再び物議を醸した。彼女は、法律的なことはよくわからないが、少なくとも自分の書き方には何ら問題などなく、この小説は極めて正当な方法によって書かれたものであると主張したのである。というのも彼女によれば、この小説は技術的なコピーや変形が簡単に可能となったゼロ年代を代表する小説であり、むしろそのような可能性や権利を抑圧する「行き過ぎた著作権 [Urheberrechtsexess]」こそ批判されるべきものであるからだ。とりわけ、もはや「オリジナリティなど存在しない、あるのはただ本物らしさ [Echtheit] だけだ」という発言は注目され、事件後もしばらく議論されることになる。

また、Ullstein 出版社のコメントには、挑発的なヘーゲマンのコメントとは反対の「大人の対応」と言うべきか、編集チェックの甘さに対する謝罪や著作権者への早急な連絡・補償の用意があることが書かれている。実際、Airen には補償が支払われた他、今後の版については Ullstein 出版社から出版するという契約が結ばれた。さらに *Axolotl Roadkill* 第4版以降では、巻末に出典情報や、小説内で「引用」している箇所と引用元の文章を併記し、それらに対する謝辞を記した一覧表が付された。しかしこの一覧表の末尾には、この小説が「間テキスト性」の原理に則り書かれているものであり、したがって一覧表に掲載された出典以外からもさらなる「引用」がされている可能性がある、という出版社からの断り書きがあるのである（Hegemann 2011: 208）。

周知のように、間テキスト性とはジュリア・クリステヴァが提唱した概念であり、あらゆるテキストは先行するテキストからの引用によって成立しており、「引用の織物」として捉えることが可能だとする考え方である。出版社としてはあくまでもこの小説で行われているのは「剽窃」ではなく「引用」であると主張したいのであろうことが、この断り書きからは読み取られる。だがしかし、残念ながら当のクリステヴァ自身は、1ページ近く丸々書き写すような行為は間テキスト

性の概念にはそぐわないとインタビュー内で否定している („Seitenweise Text abschreiben - das ist keine Intertextualität“, Die Welt, 2010. 3. 18.)。

さらにその後3月には、ギンター・グラスやクリスタ・ヴォルフも名を連ねるドイツ作家連盟から「知的財産の保護に関するライプツィヒ宣言」 („Leipziger Erklärung zum Schutz geistigen Eigentums“, LVZ Online, 2010. 3. 15.) が発表された。たとえそれがコラージュや新しいメディアによる可能性の産物であったとしても、あらゆる文学作品はオリジナルであり、剽窃を芸術上の手法として認めるべきではないというのがその主旨である。つまりヘーゲマンの主張は、文学理論的な観点からも、文学・芸術制作手法上の観点からも否定された格好となった。

ヘーゲマンの行いを著作権法違反や知的財産権の侵害として叱責することは簡単である。しかしここであえて注目したいのは、ヘーゲマンの行いや主張を「不正」とみなす前提となっているシステムや、そのシステムを構成している諸概念である。ここに見出されるのは、著作権制度の大前提となっている「作者」や「作品」、「独創性」といった既成概念、そしてそれに対しヘーゲマンが挑戦的に提示した「本物らしさ」といったものが、技術的な変化を経て今後どのような形で存続しうるのかという問題である。また、彼女の「反抗(≒犯行?)」は正当なものだったのか。現行の著作権制度に対する批判の方法として、彼女のやり方は本当に有効なものであったのか、ということも問題とすべきであろう。この事例を中心として、後期では芸術分野(文学、音楽、絵画など)における「独創性」や「作者」について分析や議論を行った。

3. 授業計画・方法

3.1. 1 学期

前期は下記の表の通り、授業を進めた。

テーマ	発表テーマ
1. 授業概要の説明	
2. テーマに関するブレインストーミング	
3. 剽窃と著作権①	「著作権ってなんですか？」 「技術革新と著作権」 「版權思想の広まりと著作権」

4. 剽窃と著作権②	「コントロールされる著作権」 「著作権の境界線」
5. 学術論文における引用と剽窃①	「学術情報について」 「論文における引用」
6. 学術論文における引用と剽窃②	「小保方晴子の論文捏造」
7. ディスカッション①	
8. グッテンベルク事件概要	「グッテンベルク事件概要」 「カリスマ政治家としてのグッテンベルク」 「メディアに取り上げられたグッテンベルク」
9. グッテンベルク事件に対する反応	「グッテンベルク事件に対する周囲の反応」 「学問分野から見るグッテンベルク事件」 「グッテンベルク事件に対するメルケル首相の反応」
10. マスコミによる剽窃の事件化	「Bild 紙によるアンケート」 「マスコミによるアンケートについて」 「マスコミによるグッテンベルク事件の扱い」
11. 剽窃発見 Wiki	「GuttenPlag Wiki とは」 「Guttenplag の内容」 「Schwarmgedanken とは」
12. インターネットとコピー	「さまざまな剽窃とその原因」 「大学における剽窃発見ソフトウェア利用について」 「ウィキペディアの扱い方について」
13. ディスカッション②	

前期ではグッテンベルク事件を考える上で前提となる背景知識の習得のため、そもそも「著作権」とは何か、そして学術分野における「引用」の意義とは何かということについて、発表やディスカッションを通じて分析・考察した。それを踏まえ、後半ではグッテンベルク事件について議論を行った。

著作権については、法律の授業ではないが最低限の知識を身につけられるよう、

著作権の歴史やその法的な意義・目的、また法律上ではどのように「引用」や「剽窃」について定義づけられているかなどについて扱った。

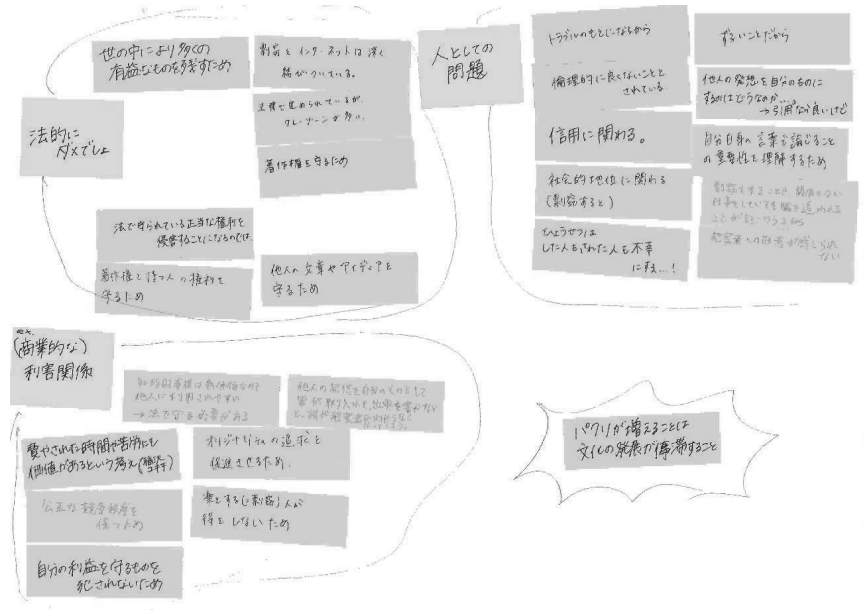
また、学術論文における引用と剽窃に関しては、身近な事例として「論文の書き方」に関する書籍において「引用の仕方」がどのように説明・紹介されているかについての比較や、学術論文ではなぜ引用について形式的に厳しく定められているのか、またそもそも学術情報とはどのようなものを指すのか、などについて考察した。

グッテンベルク事件については、グッテンベルクの人物像や政治家としてのイメージ分析から始め、事件に対する実際の報道記事の読解・分析や、上述の「Guttenplag-Wiki」について実際にサイトを閲覧し、どのようにして論文が精査されたのか調査を行った。それと関連して、現代のメディア、とりわけインターネットの登場以降における「剽窃」がどのような形で行われうるのかについても扱った。

発表のある授業回では、2-3名の担当者がそれぞれのテーマについて発表を行った。著作権に関する問題は非常に範囲が広いので、後半の議論に必要なポイントに出来るだけ絞って絞込むことができるよう、文献紹介やアドバイスを行った。またドイツ語文献や資料を扱う場合は、訳や読解について質問を随時受付、発表準備をサポートした。

また、発表担当者以外は、指定された共通テキストを読み、期日までにその内容についての要約を提出することを宿題とした。発表内容を理解し、議論するための背景知識を共有することを目的とした。

90分の内およそ半分を発表の時間に充て、残り時間を使いその回の発表内容についてグループワークを行った。グループワークではKJ法を参考として、A3の台紙に付箋で発表の内容について視覚的に情報をまとめるよう指示した。



初めのうちは大量にある雑多な情報を整理することに戸惑っているように見える学生や、発言することが苦手な学生などが散見していたが、回を重ねていくにつれ、段々と効率よく付箋をグループ化したり、グループ間の関係性について意見を出し合ったり、台紙に書き込みを行ったりできるようになっていたようだった。本来 KJ 法では、そのようにして作成されたグルーピングに基づき文章を作成することが必要とされているが、時間の都合上そこまではできなかった。その代わりとして、グループワークの成果はメモアプリである「Evernote」にて共有し、参加者全員が PC やスマートフォンなどから閲覧できるようにした。レポートでは、それらのグループワークの成果も用いて文章を作成するよう指示した。それに対し、90 分を全てディスカッションの時間に充てた回では、文章化まで行うようにした。前半のグループワークで考案された文章について、後半の時間で発表し、グループ間で全体ディスカッションを行った。

3.2. 後期

後期の授業進行についても、下記の表にて示すことにする。

テーマ	内容
1. ガイダンス	授業概要説明
2. ディスカッション	前期の総括、五輪エンブレム騒動
3. Hegemann 事件①	Hegemann 略歴、本のあらすじ
4. Hegemann 事件②	剽窃疑惑
5. Hegemann 事件③	Hegemann のコメント
6. Hegemann 事件④	出版社のコメント
7. Hegemann 事件⑤	Airen の反応
8. Hegemann 事件⑥	間テキスト性
9. Hegemann 事件⑦	ライブツイヒ宣言、剽窃箇所比較
10. 「作者」の歴史①	「作者」の誕生、その歴史や位置づけ、 変遷
11. 「作者」の歴史②	
12. ポップ・ミュージックと「引用」	現代の音楽制作や DJ プレイにおける 「作者」
13. 「パクリ」とパロディ、二次創作	- パクリ、パロディそれぞれの定義
	- 二次創作活動における事例分析など

ヘーゲマン事件についてはドイツ語の共通テキストを作成し、その講読を中心として授業を行った。共通テキストはヘーゲマン事件に関して考察している論文 (Kaleyta 2011) や、上述したプリマセンスのブログ記事、Airen のインタビュー記事、ヘーゲマンや出版社からのコメント、そして「ライブツイヒ宣言」からの一部抜粋、小説からの引用など、事件に関係するドイツ語資料を組み合わせで作成した。また「間テキスト性」については前田 (1993: 124-132) を共通テキストとし、前期同様のグループワークを行った。

後半では「作者」概念の歴史の変遷や現代音楽制作（とりわけポップ音楽）における「作者」概念の変化、同人誌などの二次創作物における「パロディ」や「パクリ」といった概念について、それぞれテーマに応じた共通テキストを指定し、その内容に関して発表をしてもらった。グループワークについては前期と同様である。

4. まとめ

本稿の執筆時点ではまだ授業は完結していないが、これまでに気づいた点や学生の意見のごく一部を紹介し、筆者が授業を通じて考えたことを記すことでま

めにかえたい。

本授業で扱ったテーマや事例は、一步間違えると「剽窃」を正当化してしまったり、または政治家や研究者のような「特殊な」職業以外の、具体的には一般的な「学生」のような存在であれば問題ない（「バレなければOK」）という結論に至りかねないので、適宜軌道修正が必要である。実際、グループワークにおいてそのような意見は常に出ていたし、それに反対する意見は結局倫理的な基準（「盗みは良くない」、「（先生を）騙すことになってしまう」）を持ち出さざるを得ないという状況が多々見られた。しかしレポートを見ると、そのような倫理的基準自体が歴史的に形成されてきたものであり、コンテキストに応じて変化する可能性があることや、先行研究の提示によって客観性を示すことの意義、自己／他者の意見を区別することによるオリジナリティの明確化といった形式的観点から、引用／剽窃について説明できている学生は多かった。とはいえ今後学術情報へ寄与する必要のある研究者になるわけではなくても、文書作成上必要な技術として引用が存在することは、いくら強調してもし過ぎることはないだろう。

また興味深い発言の一つに、「学生にオリジナリティは不要」というものがあった。学生は授業で学習したことを「正しく」理解する必要がある、それは授業という外部から情報として伝達されるものであるのだから、それを勝手に独自の形で変えてしまうことは許されない（減点されたり、修正されたりする）から、という理由である。これには、教員として学生の意見に対しどのように接するべきかについて反省を促された。また学習内容という外部情報は、自己の内面というフィルタを通すこと無く、そのまま「正解」の形でアウトプットされるべきであるという考え方は、「独創性」概念が狭く認識されているという現状を示しているように思われた。これは何も学生に限った話ではないだろう。外部からの情報や知識を組み合わせ、つなげ、新たな関連性を見出し、直面した問題に対し意見を提示することは、たとえ使っている言葉が完全には自分のものでなかったとしても、オリジナルなものとなりうるはずである（もちろん出典は示すべきだが）。

最後に、どこに向かうのかもよくわからない議論や、小難しい理論的考察に我慢して付き合ってくださった受講者の皆様に、この場を借りて厚くお礼申し上げます。

5. 参考文献

以下に挙げるのは、授業内で共通テキストとして示した文献・サイトに、本稿で参照した文献・サイトを加えた一覧である。

この他授業計画上参考とした文献については、下記 URL にて学生に示した。

http://www.evernote.com/l/AAKzft73VYhFsIQdsyyNWFYUYo5cj_XWYjA/

Hegemann, Helene (2011): Axolotl Roadkill, Berlin: Ullstein.

Kaleyta, Timon-Karl (2011): Authentizität – Plagiat – Intertextualität: Der Fall Helene Hegemann, München: GRIN.

エコ, ウンベルト (1991) 『論文作法』(谷口勇訳) 而立書房。

ソートン不破直子 (2007) 『ギリシアの神々とコピーライト: 「作者」の変遷、プラトンから IT 革命まで』 學藝書林。

福井健策 (2005) 『著作権とは何か』 集英社新書。

前田愛 (1993) 『増補 文学テキスト入門』 ちくま学芸文庫。

増田聡 (2005) 『その音楽の「作者」とは誰か: リミックス・産業・著作権』 みすず書房。

増田聡 (2010) 「真似・パクリ・著作権——模倣と収奪のあいだにあるもの」、『コムズと文化: 文化は誰のものか』(山田奨治編) 東京堂出版、pp. 81-117.

山田奨治 (2002) 『日本文化の模倣と創造: オリジナリティとは何か』 角川書店。

米沢嘉博 (2001) 『マンガと著作権: パロディと引用と同人誌と』 コミケット/青林工藝舎。

Internet

„Autoren: Das Wunderkind der Boheme“, Spiegel Online, 2010. 1. 18.,

<http://www.spiegel.de/spiegel/a-672725.html> (2014. 11. 24.)

Pirmasens, Deef: „Axolotl Roadkill: Alles nur geklaut?“, Die Gefühlskonserven, 2010. 02. 05.,

<http://www.gefuehlskonserve.de/axolotl-roadkill-alles-nur-geklaut-05022010.html> (2015. 09. 12.)

„Axolotl Roadkill ‘: Helene Hegemann und Ullstein Verlegerin Dr. Siv Bublitz antworten auf Plagiatsvorwurf“, Buchmarkt.de., 2010. 2. 7.,

<http://www.buchmarkt.de/content/41393-axolotl-roadkill-helene-hegemann-und-ullstein-verlegerin-dr-siv-bublitz-antworten-auf-plagiatsvorwurf.htm> (2015. 09. 12.)

„Das habe ich erlebt, nicht Helene Hegemann“, Frankfurter Allgemeine Zeitung, 2010. 2. 12.,

<http://www.faz.net/aktuell/feuilleton/buecher/autoren/der-bestohlene-blogger-airen-im-f-a-z-gespraech-das-habe-ich-erlebt-nicht-helene-hegemann-1939795.html> (2015. 09. 12.)

„Leipziger Erklärung zum Schutz geistigen Eigentums“, LVZ Online, 2010. 3. 15.,

<http://www.lvz-online.de/f-Download-d-file.html?id=426> (2014. 12. 14.)

※ 2015. 12. 11. 現在、すでに削除されている模様。下記 URL にて全文が紹介されている。

„Urheberstreit: Leipziger Erklärung“, Deutsche Welle, 2010. 3. 17.,

<http://www.dw.com/de/urheberstreit-leipziger-erkl%C3%A4rung/a-5361813> (2015. 12. 11.)

„Seitenweise Text abschreiben - das ist keine Intertextualität“, Die Welt, 2010. 3. 18.,

http://www.welt.de/welt_print/kultur/article6825629/Seitenweise-Text-abschreiben-das-ist-keine-Intertextualitaet.html (2015. 11. 16.)

„Plagiatsaffäre: Union stützt Minister – ‚Guttenberg muss durchhalten ‘“, Süddeutsche Zeitung, 2011. 2. 21.,

<http://www.sueddeutsche.de/politik/plagiatsaffaere-guttenberg-muss-durchhalten-1.1062846> (2015. 4. 2.)

„Merkel versteht Empörung über Guttenberg“, Zeit Online, 2011. 2. 28,

<http://www.zeit.de/politik/deutschland/2011-02/guttenberg-plagiat-merkel-wissenschaftler-kritik> (2015. 2. 5.)

„Guttenberg: Die Chronologie der Plagiatsaffäre“, Zeit Online, 2011. 3. 1.,

<http://www.zeit.de/politik/deutschland/2011-03/guttenberg-chronologie-plagiatsaffaere> (2015. 1. 2.)

Guttenplag-Wiki, http://de.guttenplag.wikia.com/wiki/GuttenPlag_Wiki (2015. 12. 11.)

(きむら・ゆういち 学習院大学文学部ドイツ語圏文化学科 助教)